

令和元年 11 月 8 日

令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応

標記については、別添のとおり地方公共団体に連絡しました。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：志賀財政企画官、高橋係長

代表：03-5253-5111（内線 23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

事務連絡  
令和元年11月8日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和元年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応について

政府は、令和元年度一般会計の予備費の使用を閣議決定したところであります  
(別添資料参照)。

これに伴う財政措置として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、  
お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内  
容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高橋

電話 03-5253-5612

(別 紙)

政府は、令和元年度一般会計の予備費（１，３１６億円）の使用を閣議決定したところである（別添資料参照）。

今回の予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずる予定である。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

## 1 災害復旧事業

(1) 直轄・補助事業として実施する災害復旧事業について、地方負担額の１００％まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

(2) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（災害復旧として実施する被災産地施設支援対策）について、地方負担額の１００％まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、４７．５～８５．５％を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

## 2 災害関連事業

地方負担額の１００％まで補正予算債（公共事業等債）を充当できることとし、後年度における元利償還金の８０％を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

## 3 災害廃棄物処理事業

(1) 令和元年台風第１５号及び第１９号による災害に係る事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の１００％まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の９５％を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の９５％を特別交付税により措置することとしている。

(2) 上記(1)以外の事業について、地方負担額の８０％を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、その１００％まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の５７％を特別交付税により措置することとしている。

#### 4 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できるとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置することとしている。

#### 5 小規模事業者支援推進事業

地方公共団体が支出する経費の2/3を国が補助する場合、地方負担額の95%を特別交付税により措置することとしている。

また、地方公共団体が支出する経費の1/2を国が補助する場合、地方負担額の70%を特別交付税により措置することとしている。

#### 6 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業（被災農業者支援型）及び被災農家営農再開緊急対策事業

地方負担額の70%を特別交付税により措置することとしている。

#### 7 災害援護貸付金

資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できることとしている。

#### 8 災害救助費及び災害弔慰金等

地方負担額については、従前と同様、所要の特別交付税措置を講ずることとしている。

# 令和元年度一般会計予備費使用

〔令和元年11月8日〕  
閣議決定

## 災害関係経費

### 内閣府所管

被災者生活再建支援に必要な経費	16,173,100千円
災害救助等に必要な経費	16,771,732
自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費	46,596

### 農林水産省所管

農家等の営農再開支援に必要な経費	3,170,139
農畜産物共同利用施設等の整備に必要な経費	2,339,983
被災農業者支援事業に必要な経費	8,498,985
特用林産振興施設等の整備に必要な経費	1,123,870

### 経済産業省所管

石油製品販売業早期復旧支援事業に必要な経費	304,694
関東地方等の魅力発信による消費拡大事業に必要な経費	488,021
中小企業者等の経営支援に必要な経費	33,815,708
中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費	15,759,152

国土交通省所管

河川維持修繕事業に必要な経費	4, 830, 000千円
砂防災害関連緊急事業に必要な経費	1, 513, 467
関東地方等の観光支援に必要な経費	2, 894, 248

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費	17, 381, 492
-----------------	--------------

防衛省所管

自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費	6, 511, 891
--------------------------	-------------

計 131, 623, 078

( 参 考 )

予 備 費 予 算 額	500, 000, 000千円
前回までの使用累計額	63, 376, 142
今 回 使 用 額	131, 623, 078
差 引 残 額	305, 000, 780